

(案)

健発 第 号
平成22年 月 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

「感染症対策特別促進事業について」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日付け健発第0331001号本職通知に定める各実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、下記のとおり、同通知の別添4「肝炎対策事業実施要綱」の一部を改正することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正の趣旨

本年1月1日から肝炎対策基本法が施行され、また、同法の規定に基づき肝炎対策推進協議会が設置されたところである。

肝炎対策推進協議会については、肝炎対策基本法第20条第2項において、その構成員は「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」と規定されていること等を踏まえ、都道府県等が設置する肝炎対策協議会についても、構成員の例示に、「肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）」を追加することとしたものである。

2. 改正の内容

別添4「肝炎対策事業実施要綱」の「3 事業内容」の「(1) 肝炎対策協議会の設置について」中「関係市区町村や保健所等」を「関係市区町村、保健所、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族（例：患者会を代表する者等）等」に改める。